

**令和3年8月から
新しい国民健康保険証を
「使用ください」**

新しい保険証は藤色で、7
月中に郵便でお届けします。
今までの保険証は、有効期
限が過ぎたら細かく裁断し破
棄してください。

また、マイナンバーカード
の健康保険証利用が開始され
ることに伴い、保険証の記号
番号の隣に個人を識別するた
めの「枝番」が追加されまし
た。(健康保険証利用は、令
和3年10月までに開始予定)

◎保険証が届いたときの
確認事項

- ・他の健康保険証と重複して
いる方はいませんか
- ・加入者に漏れはありませんか
- ・転居、転出など住所を変更
した方はいませんか

いずれかに該当する場合は
届出が必要です。市民保健課
国保年金係(窓口③)で手続
をお願いします。

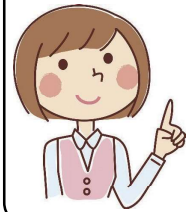
国民健康保険税が未納の世
帯の方は、保険証を税務課収
納係(窓口⑦)で窓口交付す
る場合があります。

問合せ先

市民保健課国保年金係

(窓口③) ☎23922

**令和3年度の国民年金免除
申請の受付は7月1日から**



今年度の国民年金保険料
は、月額16610円です。
しかし、経済的な理由などで
保険料の納付が困難な場合、
申請手続をすることにより、
保険料が免除、又は猶予され
ます。

また、保険料の納付期限か
ら2年を過ぎていない期間ま
で遡って申請できます。

なお、平成30年度と令和2
年度分は現在も受け付けてい
ますが、今年度分の申請は7
月1日(木)から開始となり
ますのでご注意ください。

問合せ先

市民保健課国保年金係

(窓口③) ☎23922

**高額介護サービス費の
上限額が一部変わります**

同じ月に利用した介護保険
サービスの利用者負担額の世
帯合計額(支給限度額を超え
た分等は除く)が一定の上限

額を超えた分は申請により
「高額介護サービス費」とし
て後から支給されますが、8
月利用分から現役並み所得者
の上限額が細分化されます。

令和3年8月利用分から	
上限額(月額)	
140,100円(世帯)	
93,000円(世帯)	
44,400円(世帯)	



令和3年7月利用分まで	
利用者負担段階区分	上限額(月額)
現役並み所得者 ・年収約1,160万円以上	44,400円(世帯)
・年収約770万円以上約1,160万円未満	
・年収約383万円以上約770万円未満	

現役並み所得者に該当しない一般、住民税非課税世帯の方等については変更ありません。

問合せ先

市民保健課介護保険係

(窓口④) ☎22077

**ひとり親家庭等医療費
助成金更新手続を忘れずに**

7月以降の受給資格の見直
しのため、該当する方には6
月中旬に申請書を送付してい

ます。申請書を提出しない場
合、助成が受けられなくなり
ますのでご注意ください。

提出期限 6月30日(水)

対象者

- ・20歳未満の児童を扶養して
いる母子家庭の母と児童
- ・20歳未満の児童を扶養して
いる父子家庭の父と児童
- ・両親のいない20歳未満の児
童のいずれかであって、前
年の所得税非課税世帯。
- ※課税されている場合でも、
16歳未満の扶養親族1人当
たり38万円、16歳から18歳
の扶養親族1人当たり25万
円を控除した結果、所得税
が非課税となれば助成の対
象となります。

その他

前年所得の状況により審査
を行うので、申告をされてい
ない方は、速やかに済ませて
ください。

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

(窓口⑥) ☎22216

**下田市障害者相談員を
「活用ください」**

市では、次の方々に障害者
相談員を委嘱しています。相
談員は、障害のある方やその

家族などの相談に応じ、必要
な助言や指導などを行います。
相談で知り得た個人の情報
は固く守られます。お気軽に
ご相談ください。

委嘱期間

2年間(令和3年4月から令
和5年3月まで)

連絡先

○身体障害者相談員

川端 元之 ☎26236
里見 たか子 ☎25935
勝村 和彦 ☎26126
三室 忠志 ☎24001
加藤 美百合 ☎25451
○知的障害者相談員
進士 信行 ☎24754
○精神障害者家族相談員
田村 俊哉 ☎230923

問合せ先

福祉事務所障害福祉係

(窓口⑥) ☎22216

